

## 北区奨学金返済支援給付補助金交付要綱

令和8年3月31日

7北教教政第2545号区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、若者にとって経済的負担の多い奨学金の返済について、北区が北区奨学金返済支援給付補助金（以下「補助金」という。）を支給することにより、当該若年者の経済的支援及び教育の機会均等の確保をするとともに、もって北区における若者の定住を促進すること及び地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第1条第1項の表の上欄に掲げる学校をいう。
- (2) 定住 北区内に生活の拠点を置き、地域を支える者として地域に積極的に関わり続けることをいう。
- (3) 奨学金 大学等の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、これらに就学する者が自己の名義で借り受けた資金をいう。
- (4) 卒業等 大学等を卒業又は修了することをいう（大学院にあっては当該大学院の博士課程を満期で退学又は単位取得後に退学することを含む。）
- (5) 申請年度 初めて第7条の補助金の交付の申請をする日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 補助年度 第8条に規定する交付決定の後、第9条に基づき補助金の請求をする年度をいう。

### (補助対象奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）は、別表に定めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請年度の前々年度中に卒業等をした者
- (2) 卒業等の後、申請年度の前年度から補助対象奨学金を遅滞なく返済しており、かつ滞納している返済未済額（返済猶予期間に係る補助対象奨学金を除く。）がない者
- (3) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第2項に規定する学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）の貸与を受けた者
- (4) 申請年度の前年度の1月1日時点において北区に住民登録をしている者
- (5) 自ら補助対象奨学金を返済している者
- (6) 申請年度の前年度分の住民税を滞納していない者
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）でない者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助年度の前年度における補助対象奨学金を返済した額（遅延利息又は振込手数料を除く。以下、同じ。）とする。ただし、補助年度の前年度において、この要綱による補助金と同種の他の補助金等（この条及び第7条第1項第7号において「同種の補助金等」という。）の交付を受けている場合にあっては、補助金の額から同種の補助金等の合計額を控除するものとする。

2 補助金の上限額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

補助年度	補助金の上限額
1年目	10万円
2年目	15万円
3年目	20万円
4年目	25万円
5年目	30万円

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、前条第1項の規定により補助金の額を算定するに当たって対象とした補助対象奨学金の返済が初めて行われた月から5年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北区奨学金返済支援給付補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長が定める期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象奨学金であることを証する書類
- (3) 補助年度の前年度における補助対象奨学金を返済した額が分かる書類
- (4) 返済するべき補助対象奨学金の残額及び返済に係る残りの期間が分かる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 住民税納税証明書又は住民税非課税証明書
- (7) 同種の補助金等の交付を受けている場合にあっては、同種の補助金等の額が確認できるもの
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている申請者は、住民税非課税証明書に代えて、生活保護受給証明書を添付することができる。

3 区長は、第1項各号に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認できるときは、申請者に当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北区奨学金返済支援給付補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、申請者の数が、予算の範囲を超えるときは、補助対象奨学金の借入総額の多い者から順に補助金の交付決定を

行う。

- 2 前項の場合において、補助金の交付をする決定（以下「交付決定」という。）を行うときは、区長は、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な範囲で条件を付すことができる。
- 3 区長は、第1項の規定による審査をするに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し必要な書面を求め、調査を行うことができる。

（補助金の請求申請）

- 第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、区長に対し、補助年度ごとに別に定める期日までに北区奨学金返済支援給付補助金交付請求書（別記第3号様式）により請求をするものとする。
- 2 前項の請求に当たっては、第7条第3号から第8号までの資料を添付するものとする。ただし、申請年度における請求の場合にあってはこの限りでない。
  - 3 区長は、第1項の請求があったときは、遅滞なく交付対象者に補助金を支給する。

（交付決定の取消し及び返還）

- 第10条 区長は、交付対象者が次に掲げる場合に該当するものと認めた場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
  - (2) 第8条第2項の条件に反した場合
- 2 区長は、前項の規定による取り消しをした場合は、その旨を北区奨学金返済支援給付補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により交付対象者に対し通知する。

（交付決定の失効）

- 第11条 交付決定は、次に掲げる場合に該当する場合は、当該場合に該当した日より、効力を失う。
- (1) 交付決定者が北区外に住民登録をした場合又は職権により住民登録が消除された場合
  - (2) 交付決定者が住民税を滞納した場合

(3) 交付決定者が、第9条第1項の期日までに同項に定める請求をしない場合

(4) 交付決定者が、第4条第7号に該当した場合

(変更の届出)

第12条 交付対象者は、氏名又は住所に変更が生じた場合は、当該変更の内容を証する資料を添えて区長に届け出るものとする。

(事業の廃止等に伴う交付決定の変更等)

第13条 区長は、国等の奨学金返済支援給付の実施状況に変動があった場合は、この要綱で定める北区奨学金返済支援給付補助金に係る事業（以下「本件事業」という。）について廃止、縮小その他見直しを行う。

2 前項の規定により本件事業の廃止、縮小その他見直しを行った場合、区長は、必要に応じて、既に行った第8条の規定による交付決定について、その一部若しくは全部を取消し、又はその内容を変更することができる。ただし、既に支給された補助金に係る部分については、この限りでない。

(電子申請)

第14条 この要綱に定める申請等の手続については、東京都北区デジタル推進条例（令和6年3月東京都北区条例第2号）に則り、申請者又は交付決定者の便に資するよう情報通信技術を利用する方法により行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東京都北区教育委員会事務局教育振興部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 補助金の周知その他補助金の交付に必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名称等
第一種学資貸与金
独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第3項に規定する学資貸与金（第二種学資貸与金）
東京都育英資金
東京都北区奨学資金貸付金
生活福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
交通遺児育英会奨学金
あしなが奨学金
上記の貸付けに準ずると区長が認めたもの。

北区奨学金返済支援給付補助金交付申請書

年 月 日

北区長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
生年月日 年 月 日

北区奨学金返済支援給付補助金の交付を受けたいので、北区奨学金返済支援給付補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

		補助対象奨学金	借入額	返済額※
借入額 及び 返済額		日本学生支援機構 第一種学資貸与金	円	円
		日本学生支援機構 第二種学資貸与金	円	円
		東京都育英資金	円	円
		東京都北区奨学資金貸付金	円	円
		生活福祉資金貸付制度・教育支援資金 (教育支援費・就学支度金)	円	円
		母子及び父子福祉資金 (修学資金・就学支度資金)	円	円
		交通遺児育英会奨学金	円	円
		あしなが奨学金	円	円
		上記の貸付けに準ずると区長が認めた もの	円	円
		借入総額	円	
		返済総額		円
他制度 の併用	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は右欄に金額を記載すること)			円
	<input type="checkbox"/> 無			
交付申請額 (返済総額から他制度を併用した額を除く)				円
返済 期間	補助対象奨学金	年度返済期間	年 月分～ 年 月分	
※返済額欄には、返済期間における返済額の合計を記載すること。				

## 同意書及び確認書

(レ印を付けてください。)

- 本補助金の目的を理解した上で申請します。
- 申請年度の前々年度中に大学等を卒業又は修了しました。
- 申請時点において、補助対象奨学金を遅滞なく返済し、滞納している補助対象奨学金の返済未済額（返済猶予期間に係る補助対象奨学金を除く。）はありません。
- 日本学生支援機構「第一種学資貸与金」の貸与を受けました。
- 申請年度の前年度の1月1日時点において北区に住民登録をしています。
- 自ら補助対象奨学金を返済しています。
- 申請年度の前年度分の住民税を滞納していません。
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）ではありません。
- 居住状況の確認に当たり、居住関係に係る住民基本台帳の情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。
- 東京都母子及び父子福祉資金の状況確認に当たり、東京都母子及び父子福祉資金にかかる情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

## 添付書類

- 1 (1) 申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し  
(2) 補助対象奨学金であることを証する書類  
(3) 補助年度の前年度における補助対象奨学金を返済した額が分かる書類  
(4) 返済すべき補助対象奨学金の残額及び返済に係る残りの期間が分かる書類  
(5) 住民票の写し  
(6) 住民税納税証明書または住民税非課税証明書  
(7) 同種の補助金等の交付を受けている場合にあっては、同種の補助金等の額が確認できるもの  
(8) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている申請者は、住民税非課税証明書に代えて、生活保護受給証明書を添付することができる。
- 3 区長は、前項各号に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第2号様式（第8条関係）

北区奨学金返済支援給付補助金交付・不交付決定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様  
(請求者番号 )

北区長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、北区奨学金返済支援給付補助金交付要綱第8条の規定に基づく審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分  
 交付  
 不交付
- 2 交付の場合の補助年度（1年目）の補助金交付決定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 不交付の場合の理由
- 4 その他（条件等）

北区奨学金返済支援給付補助金交付請求書

年 月 日

北区長 宛

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号  
生年月日 年 月 日  
請求者番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、北区奨学金返済支援給付補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助対象奨学金		返済額※
返済額	日本学生支援機構 第一種学資貸与金	円
	日本学生支援機構 第二種学資貸与金	円
	東京都育英資金	円
	東京都北区奨学資金貸付金	円
	生活福祉資金貸付制度・教育支援資金 (教育支援費・就学支度金)	円
	母子及び父子福祉資金 (修学資金・就学支度資金)	円
	交通遺児育英会奨学金	円
	あしなが奨学金	円
	上記の貸付けに準ずると区長が認めたもの	円
	<b>返済総額【A】</b>	円
他制度 の併用	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合は右欄に金額を記載すること)【B】	円
	<input type="checkbox"/> 無	
<b>返済総額 (A) から他制度を併用した額 (B) を除いた額【C】</b>		円
<b>上限額【D】</b>		円
<b>交付請求額【(C) と (D) のいずれか低いほうの金額】</b>		円
返済 期間	補助対象奨学金 年度返済期間	年 月分～ 年 月分
※返済額欄には、返済期間における返済額の合計を記載すること。		

同意書及び確認書

(レ印を付けてください。)

- 本補助金の目的を理解した上で請求します。
- 申請時点において、補助対象奨学金を遅滞なく返済し、滞納している補助対象奨学金の返済未済額(返済猶予期間に係る補助対象奨学金を除く。)はありません。
- 申請年度の前年度の1月1日時点において北区に住民登録をしています。
- 自ら補助対象奨学金を返済しています。
- 申請年度の前年度分の住民税を滞納していません。
- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例第24号)第2条第3号に掲げる暴力団関係者をいう。)ではありません。
- 居住状況の確認に当たり、居住関係に係る住民基本台帳の情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。
- 東京都母子及び父子福祉資金の状況確認に当たり、東京都母子及び父子福祉資金にかかる情報について、この補助金の担当課の職員が確認することに同意します。

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	
預金種別	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
名義人氏名		

添付書類(申請年度は、これらの書類を添付する必要はありません。)

- 1 (1) 申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し  
(2) 補助対象奨学金であることを証する書類  
(3) 補助年度の前年度における補助対象奨学金を返済した額が分かる書類  
(4) 返済すべき補助対象奨学金の残額及び返済に係る残りの期間が分かる書類  
(5) 住民票の写し  
(6) 住民税納税証明書または住民税非課税証明書  
(7) 同種の補助金等の交付を受けている場合にあっては、同種の補助金等の額が確認できるもの  
(8) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている申請者は、住民税非課税証明書に代えて、生活保護受給証明書を添付することができる。
- 3 区長は、前項各号に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第4号様式（第10条関係）

北区奨学金返済支援給付補助金交付決定取消通知書

文 書 番 号  
年 月 日

様  
(請求者番号 )

北区長 .

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、北区奨学金返済支援給付補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 取消の理由

2 その他